平成２１年（フ）第２０４号
福島県二本松市木幡字南柿ノ作５番地
破産者　朝倉　宏揮
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１６８号
千葉県東金市田間152番地１　ダイアパレス千葉東金702
破産者　木村敬一郎
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７１８号
タイ国バンコク都ワッタナー区クロンタン町スクムビット路59トップビュータワー34／180号室
破産者　藤田　裕一
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７１９号
横浜市都筑区見花山31番９―502号
破産者　藤田夕美子
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６号
長野県諏訪市大字中洲3707番地６
破産者　有賀　昭之
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第９１号
長野県茅野市湖東6509番地10
破産者　浅葉　悦子
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４１号
岐阜県高山市石浦町４丁目198番地
破産者　石井　義明（旧姓牛越）
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第３号
静岡県静岡市駿河区曲金１丁目８番18号、前住所静岡県下田市一丁目５番24号
破産者　石井　昭子
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第４号
静岡県静岡市駿河区小鹿１丁目59番６号　ミカサハイツ１Ｆ―Ｅ号
破産者　石井　一博
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第５号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1351番地４ヴィラハザマ203号、前住所静岡県下田市一丁目５番24号
破産者　石井　俊也
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成１９年（フ）第９２５号
愛知県岡崎市美合町字西屋敷92番地２イーストパル103号室　開始決定時の住所愛知県岡崎市美合町字生田225番地　美合マンションビル53号、住民票上の住所愛知県岡崎市美合町字南屋敷15番地
破産者　伊藤　ちゑ
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第８５号
滋賀県近江八幡市江頭町1081番地６
破産者　宮坂　元章
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６７号
和歌山県東牟婁郡古座川町高池869番地の１
破産者　橋本　仁孝
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１８７号
山口県下松市大字末武上1240番地２
破産者　徳原　榮子
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第１３３号
宮城県遠田郡美里町字鳥谷坂二５番地54
破産者　澤田建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉字泉1191番20
破産者　協同組合クッキングセンター佐賀
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３５０号
栃木県小山市駅南町６丁目16番７号
破産者　瀧田資材株式会社
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３０９号
栃木県那須郡那珂川町浄法寺1001番地２
破産者　佐原　正司
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第９号
長野県飯田市上郷別府3327番地９
破産者　大洋自動車株式会社
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部